

脱炭素推進設備導入補助金Q&A（令和8年3月6日作成）

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | X年度補助金の対象期間はいつからいつまでか。 | X年度補助金の対象期間はX年1月1日からX年12月31日までです。 |
| 2 | 補助金の申請はいつすればいいのか。 | 補助金の申請受付期間は、前期が7月1日から7月31日まで、後期が12月1日から1月15日までとなっています。その期間以外は申請を受け付けていません。 |
| 3 | 補助金は申請の先着順にもらえるのか。 | 申請時期を前期・後期と設けており、それぞれに予算額を設定しています。申請額の合計が予算額を超えた場合は抽選になります。 |
| 4 | X年12月に住宅用太陽光発電システムを設置した。この場合、X年度補助金の対象になるのか。 | 電力会社が発行する受給契約確認書の写しの日付で対象年度を判断しますので、日付がX年中のものであればX年度補助金の対象となります。 |
| 5 | X年2月に住宅用太陽光発電システムを設置し、X年5月に受給契約確認書も用意できたが前期に申請するのを忘れた。後期に申請できるか。 | 後期に申請できます。ご質問の場合はX年度補助金の対象ですので、次年度の補助金の対象にはならないため、忘れずに申請してください。 |
| 6 | X年12月に住宅用太陽光発電システムと定置用蓄電池を設置した。住宅用太陽光発電システムの受給契約確認書の日付はX年の翌年のY年3月、定置用蓄電池の保証書の日付はX年12月である。この場合、住宅用太陽光発電システムはY年度補助金の対象に、定置用蓄電池はX年度補助金の対象にそれぞれなるのか。 | 住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池を同時に申請する場合は、電力会社が発行する受給契約確認書の写しの日付で対象年度を判断しますので、Y年度補助金の対象となります。別々に申請する場合は、それぞれの日付で判断しますので住宅用太陽光発電システムはY年度の、定置用蓄電池はX年度の補助金の対象となります。 |
| 7 | X年1月に住宅用太陽光発電システムを設置し、前期に申請し補助金を受けた。X年9月に定置用蓄電池を設置したので、後期に申請をしたいが可能か。 | 申請者が当該年度において、申請できる回数は1回限りとしていることから、申請できません。 |
| 8 | 補助対象設備をリース契約で設置した。補助金の対象となるか。 | 補助金の要件を満たしていれば対象となります。 |
| 9 | 補助対象設備をPPA契約により設置した。補助金の対象となるか。 | 補助金の要件を満たしていれば対象となります。 |
| 10 | 住宅を購入したところ、補助対象設備もセットになっていた。領収書等により補助対象設備の金額を確認したところ、セットのためか0円となっていた。補助金の対象となるか。 | ご質問の場合は補助対象経費が0円ですので、補助金の対象となりません。 |
| 11 | 住宅を購入したところ、補助対象設備もセットになっていた。領収書等には住宅の金額だけで、補助対象設備それぞれの金額は記載されていない。補助金を受けられるか。 | 補助金を受けるには、補助対象設備それぞれの補助対象経費が必要なため、不明な場合は補助金を受けられません。 |
| 12 | 住宅を購入したところ、補助対象設備もセットになっていた。領収書等を見ると、省エネシステムという括りで合算の金額しかなく補助対象設備それぞれの金額が分からない。補助金を受けられるか。 | 補助金を受けるには、補助対象設備それぞれの補助対象経費が必要なため、不明な場合は補助金を受けられません。 |
| 13 | 補助対象設備が住宅メーカー独自仕様のため、製造メーカー本来の型番と異なるが補助金を受けられるか。 | 型番が異なる場合は、両製品が同じ製品であることが分かる書類等により、補助要件を満たすことが確認できれば補助金を受けられます。 |
| 14 | エコキュートを設置していたが、故障したため新しいエコキュートを購入し設置した。補助金を受けられるか。 | 新たに補助対象設備を設置した場合に補助金を交付していますので、ご質問の場合は補助金を受けられません。 |
| 15 | 住宅隣の倉庫の屋根に太陽光発電システムを設置した場合、補助金の対象となるか。 | 住宅の附属建物、又は住宅の隣であれば同一の建物として補助金の対象となります。附属建物かどうかは納税通知書で確認できます。 |